

〇〇〇〇〇で使用する電気調達基本契約書

山梨県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、
次の条項により〇〇〇〇〇で使用する電気調達に係る基本契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲の所管機関と乙とが、甲の〇〇〇〇〇で使用する電気を需要に応じて供給する契約を締結するに当たり、基本となる事項を定めることを目的とする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）供給場所、供給仕様等

別紙「仕様書」のとおり

（2）契約単価

別紙「契約単価表」のとおり

（3）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。

（5）電気料金の請求及び支払に関しては個別の契約による。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として 円
を納付するものとする。

【免除する場合】

第3条 契約保証金は、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第3号の規定により免除する。

（料金の算定）

第4条 電気料金は、基本料金、電力量料金、その他料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする。

（1）基本料金は、仕様書に定める各供給場所の契約電力に契約単価表の基本料金単価を乗じて得た額に、仕様書によって算定された力率割引又は割増しを行うものとする。

（2）電力量料金は、仕様書に定める電力量料金単価に市場価格から算出した市場価格調整単価を加えた合計に、計量期間に係る30分ごとの使用電力量を乗じて得た額の総額とする。

（3）その他料金は、契約単価表に定める料金とする。

（4）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特

別措置法に基づく賦課金であり、仕様書の規定により算出された料金とする。

(料金の支払等)

第5条 乙は、月ごとに第4条により算出した金額の合計額（以下「料金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し、請求書により請求するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求書を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲が前項の支払期日までに料金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とする。また、その端数計算については同条第2項の規定による。

(単位及び端数処理)

第6条 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

(3) 第12条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(5) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却または訴却下の判決が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(6) その他契約上の義務を履行しないと認めるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は甲に対し違約金として、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(公正入札違約金)

第8条 乙は、前条第1項第5号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、予定数量に契約単価を乗じて得た額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。この契約が完了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び電気調達に要する費用はすべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(延滞違約金)

第11条 乙は、違約金または損害賠償金を支払期限までに支払うことができない場合は、

遅延日数に応じ、請求額に民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

（乙による契約の解除請求）

第12条 乙は、天災その他の不可抗力によって重大な損害を受け、これにより契約の履行が困難になったときは、甲に対し、遅延なくその損害の内容・程度等を詳細に記した書類を提出することにより、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項による請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が受けた損害が重大なものであり、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、当該請求を承認するものとする。

（保証金）

第13条 乙が合併、会社分割等により事業を包括承継する場合その他の事由により乙による債務の履行に重大な影響があると甲が認める場合、甲は乙に対し保証金として、予定数量から既に供給された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する金額の納付を求めるものとする。

2 前項の規定により前項の保証金の納付を求められたとき、乙は、保証金を甲が別途指定する期間内に支払わなければならない。

3 甲は、次条の規定により相殺をした後もなお乙に対し債権を有する場合は、第1項の保証金を当該債権に充当することができるものとする。

4 第1項の保証金は、契約の履行が完了した後、乙に還付する。ただし、前項の充当を行った場合は、残余がある場合に限り、その残余に相当する額を還付する。

（相殺予約）

第14条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利義務譲渡の禁止）

第15条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させではならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密を守る義務）

第16条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(調査等)

第17条 甲は、乙の業務委託の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務委託の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(関係法令の遵守)

第18条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 甲と乙は、この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項は、乙が定める電気需給約款によるものとし、当該需給約款に定めのないとき、又はこの契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長崎 幸太郎 印

乙